

# 太平洋諸島学会理事及び監事の選任に関する規程

(平成28(2016)年7月9日、制定)

## (目的)

第1条 本規程は、太平洋諸島学会会則(以下、「会則」という。)第10条第1項、第2項及び第11条第1項に定める理事及び監事の選任に関する手続きを定める。

## (理事の選出)

第2条 会則第10条第1項に定める理事のうち10名を選挙理事とし、会員の投票によって選出する。  
2 前項の理事の他、5名以内の理事を推薦理事とし、選挙理事の会議(以下、「選挙理事会」という。)において選出する。

## (監事の選任)

第3条 会則第10条2項に定める監事については、選挙理事会において1人以上3人以内で、その候補者を選出する。

## (選挙理事候補者の選挙権及び被選挙権並びに推薦理事候補者の資格)

第4条 太平洋諸島学会の会員となったのち1年を経過し、当該年度までの年会費を納付した者は、理事選挙の選挙権を有する。  
2 太平洋諸島学会の会員となったのち2年を経過し、当該年度までの年会費を納付した者は、選挙理事の被選挙権を有する。  
3 推薦理事の資格については、原則として選挙理事の被選挙権と同様とする。

## (選挙理事候補者選挙の方法)

第5条 選挙理事の選出方法は選挙によるものとする。  
2 選挙の方法は、5名以下の候補者名を連記する無記名投票によるものとする。

## (選挙人・被選挙人名簿および投票用紙)

第6条 被選挙人名簿は、事務局が作成し、投票用紙とともに選挙権を有する会員に送付する。  
2 被選挙人名簿及び投票用紙の送付及び回収は、選挙管理委員会が行う。

## (選挙管理委員会)

第7条 理事選挙に関する事務を管理するため、選挙管理委員会を設置する。  
2 選挙管理委員会は、会長が選任する委員長及び委員若干名で組織する。

## (開票・集計及び選挙理事候補者会議)

第8条 理事選挙の開票と集計は、選挙管理委員会が行う。  
2 選挙管理委員会は、各被選挙人ごとに得票数を集計し、得票数の上位10名を以て選挙理事当選者を確定する。  
3 得票が同数の10位の者が2名以上になった場合、同位得票者中の最高齢者を当選者とする。  
4 選挙管理委員長は、開票結果を会長に報告する。  
5 会長は、選挙理事として選出された者にすみやかにその旨を通知するとともに、選挙理事会議を招集する。  
6 前項の選挙理事会議において、推薦理事及び監事を選出し、その結果を会長に報告する。

## (総会報告)

第9条 会長は、前条4項及び6項の報告をもとに、新たに選任された理事及び監事を総会において報告する。

## (改正)

第10条 本規程の改正は、理事会の議を経て総会に提案し、出席者の過半数の賛成を得なければならない。

## (経過規定)

第11条 第2条第1項に定める選挙理事については、当分の間これを5名とし、第8条2項に定める上位10名の者を上位5名の者、3項に定める10位の者を5位の者とする。  
2 前項の規定は、会員総数が100名を超えるまで適用するものとする。

## 附則

- 1 この規程は、平成28(2016)年7月9日より施行する。
- 2 本規程の解釈に疑義が生じたときは、理事会においてその解釈を統一する。